○近畿地方整備局告示第九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十月九日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　和歌山県

二　都市計画事業の種類及び名称　岩出都市計画道路事業三・六・四号岩出駅畑毛線

三　事業施行期間　自令和七年十月九日至令和十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　和歌山県岩出市西野字門田、字井ノ阪及び字釘貫並びに高瀬字若宮地内

使用の部分　和歌山県岩出市西野字門田地内

○北海道開発局告示第八十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月九日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十六号

(三)　道路の区域

区間

変更前　敷地の幅員　延長

後別　敷地の幅員　延長　備考

北海道中川郡幕別町忠類共栄二〇番一三から同道広尾郡広尾町字紋別二〇線九七番一まで

前　A　一〇・五〇～九一・〇〇（メートル）　二一・五五二（キロメートル）

B・C　一四・六四～一八六・六九　一五・一八九

後　A　一〇・五〇～九一・〇〇　二一・五五二　上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

B・C　一四・六四～二六九・九六　一五・一八九

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第八十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月九日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百七十四号

(三)　道路の区域

区間

変更前　敷地の幅員　延長

後別　敷地の幅員　延長

北海道上川郡清水町字清水国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署二六林班ひ小班地内

前　三一一・一〇～三七・八三（メートル）　〇・〇二九（キロメートル）

後　三一一・一〇～五七・六二　〇・〇二九

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第八十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月九日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十号

(三)　道路の区域

区間

変更前　敷地の幅員　延長

後別　敷地の幅員　延長

札幌市中央区南十七条西十丁目一一三〇番三四から同市中央区南十七条西十丁目一一二八番二四まで

前　二一三・六一～二一三・六二（メートル）　〇・一一五（キロメートル）

後　二一四・三一～三一一・〇六　〇・一一五

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

人事異動

内閣

簡易裁判所判事に任命する

（東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　田中　芳樹

願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上十月七日）

渡邉　英敬

皇室事項

行幸啓御日程

天皇皇后両陛下の三重県ご行幸啓の御日程は、次のとおりである。

第一日　十一月八日

皇居（正門）御出門

東京駅御発

名古屋駅御着

近鉄名古屋駅御発

近鉄鳥羽駅御着

鳥羽水族館

近鉄鳥羽駅御発

近鉄賢島駅御着

お泊所　志摩観光ホテル

第二日　十一月九日

志摩市阿児アリーナ（式典会場）

ＨＯＴＥＬ　ＮＥＭＵ

株式会社南伊勢マリンバイオ

三重県立水産高等学校実習船しろちどり

株式会社南伊勢マリンバイオ

宿田曽漁港（放流会場）

株式会社南伊勢マリンバイオ

近鉄賢島駅御発

近鉄名古屋駅御着

名古屋駅御発

東京駅御着

還幸啓

第二日十一月九日第四十四回全国豊かな海づくり大会のうち、海上歓迎行事及び御放流が全部中止となる場合は、同日の御日程を次のとおり変更する。

志摩市阿児アリーナ（式典会場）

ＨＯＴＥＬ　ＮＥＭＵ

志摩観光ホテル

近鉄賢島駅御発

近鉄名古屋駅御着

名古屋駅御発

東京駅御着

還幸啓

官庁報告

国家試験

第96回作業環境測定士試験の実施

作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号）第18条の規定に基づき、第96回作業環境測定士試験の日時、場所その他試験の実施に関し必要な事項を次のとおり公告する。

令和７年10月９日

厚生労働大臣　福岡　資麿

1　試験の種類及び日時

第二種作業環境測定士試験

令和８年２月17日（火）午前10時から

2　試験地　北海道、宮城県、千葉県、東京都、愛知県、兵庫県、広島県及び福岡県

3　受験資格

(1)　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（旧大学令（大正７年勅令第388号）による大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。以下同じ。）において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を修了した者を含む。）で、その後１年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

(2)　学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。以下同じ。）又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後３年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの